

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成22年9月28日(火)

(開会) 10:01

(閉会) 12:01

委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「議案第83号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

議案第83号飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書つづりの3ページをお願いします。この議案は伊岐須会館を平成23年3月31日をもって廃止するものでございます。伊岐須会館は鉄筋コンクリート2階建て、1階の建築面積が417㎡、2階が513㎡で建築延面積は930㎡となっており、うち2階に児童センター320.25㎡が併設されております。総事業費は2億947万3000円、国及び県補助金1億7万9000円で昭和57年4月1日供用開始となっております。廃止の理由といたしましては、伊岐須会館は既に二瀬公民館の予備的な利用が多いため隣保館としての施設利活用を改め、多目的な施設として利用拡大の促進するため、普通財産に変更するものです。

また、これまで不統一に運営しておりました立岩会館、穂波人権啓発センター、筑穂人権啓発センターの休館日を土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日に統一するための改正でございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。まず伊岐須会館についてなんですが、利用状況、現在どういうふうなっておるか。できれば部屋別にお尋ねしたいと思います。

人権同和推進課長

いま質問者出されました、部屋別ということではちょっとありませんが、平成21年度の実績でご報告いたします。21年度の利用状況でご説明いたしますが、利用者につきましては延べ、4,987人、利用料減免件数は63件、これは申請者数でございます。減免額が24万7906円で、ほとんどが市の主催事業による減免でございます。また有料件数は75件、これも同じく申請書の件数でございまして、44万3840円の使用料収入となっております。

川上委員

利用人員が延べ約5,000人ということがわかりました。それで、具体的にどういったことにどの部屋が使われておるか、お尋ねをいたします。

人権同和推進課長

隣保事業といたしまして使用しておる部分が、生け花教室、料理教室、陶芸教室、それにデイサービスでございます。大体、月平均6日間程度となっております。その他、個別のサークル活動に貸し館として使われておりますが、これが少林拳、カラオケ教室、サンフレッシュ体操、それに健康ダンス教室、俳句教室、それに陶芸教室がサークルでも行われております。その他、これは8月の利用状況をみなしながらご説明いたしておりますが、8月は中学校の改修等もありまして、二瀬中学校の3者面談、それに教育相談、職員研修、美術部の活動、それに放送部の活動あたりで、そういう臨時的な使われかたもいたしております。

川上委員

それがどの部屋で行われているのか把握していますか。

人権同和推進課長

デイサービスは2階で行っておりますが、それぞれの個別の会議や小規模の陶芸教室等は玄関右側の会議室等を利用されております。

川上委員

隣保館事業としては、この施設は課長から見られてかなり優良な施設と思われませんか、それとも使い勝手が悪い施設というふうに考えられますか。

人権同和推進課長

施設そのものは平成17年に改修もしておりますので、決して悪い施設ではありません。隣保事業として現在、特定の縛りをした形で利用されておりますが、貸し館的な使われかたも幅広くされておりますので、現在の状況からみますと、今後幅広く活用できる優良な施設であるというふうに考えております。

川上委員

先ほど微妙な言い回しがありました。悪い施設ではないと、言われましたね。ということは何か課題があるとお考えですね。どういう課題があると考えられていますか。

人権同和推進課長

課題というよりも、行革の中で隣保館数が飯塚市に4館あるわけでございますが、効率的に運営するために統廃合も検討すべきという形で答申も出されておりますので、そういう中で統廃合ということも視点に置きながら、また地域の実情、住宅地の中にありますし、また小中学校も身近にあるという利用勝手のいい状況にありますことから、幅広く多目的に利用することを選択すべきという形で、今回提案しております。問題があるという形で提案ということはないと考えております。

川上委員

駐車場の狭さについてはどうお考えですか。

人権同和推進課長

確かに駐車場が手狭という部分はあると思います。ただしいよいよ利用に不便を来すという話も聞いておりませんので、現状の中で最大限活用していきたいというふうに考えております。

川上委員

公民館については鎮西公民館を除いて、すべてエレベーターがついてますでしょ。伊岐須会館にはエレベーターがないですね。このことについてはどう考えられていますか。

人権同和推進課長

確かにいま行政の管理してる施設の中で、2階、3階という施設においてエレベーターのないのも多数ございます。バリアフリーという高齢化社会の中で、バリアフリー、エレベーター等は十分必要であるし、また設置すれば十分機能を果たすというふうに思いますが、現段階においてエレベーターを設置するという状況には至っておりません。

川上委員

課長のお話を聞きますと、この施設は悪い施設ではないと。しかし駐車場の狭さについては苦情は聞いてないと。どうしてでしょうかね。それからエレベーターについてはないんだけど、設置する状況にないということなんですね。それで2階に畳というか、マットの柔道ができるような部屋がありますね。そこは前面上下ガラスなんですね。子どもが、大人でもそうでしょうけど、本来そこで少し格闘できるような場になっていると思うんだけど、あるいは元気に遊ぶことができると思うんだけど、あのガラスがあるために、あそこがガラスであるために非常に不安が私はあるんだけど、課長は施設見られてどうでしたか。

人権同和推進課長

最初の条例改正の補足説明の中に申し上げましたが、2階の畳のある部屋というものが、児童センターでうちの管理を外れた児童育成課の管理になっておりますが、そこで柔道というものがあっていた時代を私は知りませんし、また現段階、子どもたちに危険であるかという現段階で認識がなかったのは事実でございます。

川上委員

廃止するに当たって施設は見に行かれましたか。各部屋すべて見られましたか。

人権同和推進課長

今回の提案に基づきまして、部長共々、現地、部屋確認はいたしました。

川上委員

1階の指導員室ががら空きなのはなぜですか。

人権同和推進課長

限られた施設でございますので、それぞれに指導員室、指導を必要とする部分がありましたら当然指導員室でございますので、そういう形で使いますが、めったに相談というものがないので、通常ああいった状態になっているのが実情です。

川上委員

それから同じ1階に部屋の名前はちょっと忘れちゃったけど、あなた方が乱雑に積み込んだ資料がありますね。個人情報もたくさん入っておられる資料がありました。段ボールからはみ出て、どんどんどんどん積んであるのもありましたね。見ないように気をつけてきたんだけど、あれは何のために置いているんですか。

人権同和推進課長

あそこに、書庫代わりに使ってるのは事実でございますが、それが最終的にはあそこで永久的にそれを書庫として使うという形ではなく、整理するための中間的に利用していたという形で整理はきちっとしていない所は申し分けなく思っております。

川上委員

悪い施設ではない、大まかに言ってね、そういう評価をしておられるようだけど、使いこなしてないですね。平成17年にかなり改修したということなんだけど、幾らお金がかかりましたか。

人権同和推進課長

総額で472万でございます。17年に大規模改修しております。

川上委員

20年の4月から児童クラブの運営事務局に3部屋貸したんですね。それは幾らですか、使用料は。

人権同和推進課長

申しわけありませんが、児童センターの部分でありますので、そこをNPOに貸したのは児童育成課のほうでございます。

児童育成課長

児童育成課所管の行政財産となっております。平成20年の4月から行政財産の目的外使用ということで決裁をいただき、無償で貸与しております。

川上委員

あの部屋だけ、3つの部屋だけ同和会館ではなくなっておるわけですか。

人権同和推進課長

設置の段階、57年ですかね、つくった段階から2階の4部屋の部分につきましては、児童センターとして補助金をもらってつくっておりますので、最初から区分された施設でございます。

川上委員

それについて分かりました。それで今回の条例が可決されて伊岐須会館が廃止になると、今までのように使えないということになるのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

廃止後の利用につきましては、先ほどご説明いたしました地域のサークル活動に多分に使われております。そういう使われ方を後退させるようなことなく、利用が不便になることのないように極力現況を踏まえた上で、今後の利活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

今のはどういう答弁ですか。廃止になると今までのように使えなくなるんじゃないかと心配したんだけど、どういう意味ですか、答弁は。

人権同和推進課長

先ほども申しましたように、近隣の小中学校あるいは地域のサークル活動等に幅広くご利用いただいております。管理運営に当たりましては、これまでのご利用に影響を与えることなく多目的にご利用いただけるように工夫してまいりたいという趣旨で、今回の条例改正を行っているところでございます。

川上委員

今よりもっと地元の方に使っていただけるようにしたいというわけですね。それはどういうふうな管理運営をやるつもりですか。

人権同和推進課長

今後の管理運営につきましては公有財産有効利活用等検討委員会等ございますので、十分そこでご審議いただきました結果を踏まえまして、決定してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

どういう方向で検討するのか、いま分かっている範囲で聞かせてください。

人権同和推進課長

先ほどのご答弁と重複することになるかと思いますが、これまでの利用実態というものが地域の二瀬公民館の予備的な使われ方を多くしているという部分を十分踏まえまして、地域の中でまちづくりという拠点的な施設に有効活用できればという形で考えております。

川上委員

ですからね、どういう管理運営の方向で考えておるのかを聞いたんです。

人権同和推進課長

利用方法また管理ということが、先ほど説明いたしましたが、公有財産の有効利活用検討委員会という審議機関を設けておりまして、その審議にそういう運営、利活用はゆだねるという形になっておりますので、その審議結果を見た上で決定していきたいということでありまして、現段階では決まっております。

川上委員

あなたはこう答弁されたんですよ。この施設は悪い施設ではないと。駐車場が狭いことについては苦情を聞いたことがないと。エレベーターが無いのは見たら分かるけど問題にしていなないと。それで2階の畳を敷いてあるところも、あれを畳というかよく分からないけども、ガラスが危ないのではないかと聞かれてもその認識はないと。それで廃止すると、もっと多目的に使えるんじゃないかと、サークルがね、言われたんだけど、じゃあどういう管理運営をするんですかと言うと決まってない、分からないと。しかし、きょうあるいは9月30日までに廃止は決定したいと。今後どうするか決まってないのに廃止は決めたいという議案を上げてるわけですよ。部長どう思いますか。

企画調整部長

隣保館、伊岐須会館につきましては、先ほどから課長が答弁いたしておりますが、いろんなサークルあたりも使っております。二瀬公民館が手狭な状態でございます。そういう中で伊岐須会館が利活用されております。今後の管理運営ということでございますが、先ほどから答弁いたしておりますように、公有財産の有効利活用検討委員会の中で協議をしていただくことになるわけでございますが、あくまでも地域のコミュニティの活動の拠点施設の1つとして有効に活用したいと、その中で管理運営をどこにお願いするかを併せて検討していきたいというふうに考えております。

川上委員

後どうするか決める前に、とにかく廃止はしたいという答弁ですね。それでいま地域の方にもっと使ってもらえるようにするためには、条例云々の前に先ほど言ったような課題を解決するし、それからあなた方の荷物を片づけたらどうですか。見苦しいですよ、あれは。それから指導員室、なんの指導員が分からないけど、訳の分からない看板を立てて全然使っていないじゃないですか。市営住宅の旧同和向け住宅をあなた方は任務放棄して、役割り放棄して、責任放棄して、一般公募をかけずにね40戸近い空き家を、長年、最高16年ですか、放置してる。それに近いですよ。そういう責任状態、自分の片づけきらない荷物を投げ込んでいるような状況のまま、反省も無いあなた方が今後サークルの皆さんに使ってもらいたいと言って、今後どういう管理運営になるか分かりませんと、こういうの無責任と言うんじゃないんですか。部長もう一度答弁してください。

企画調整部長

今後も伊岐須会館を有効利活用する上では、いまご指摘がございましたそういうものも整理をしてきたいというふうに考えておりますし、例えば駐車場であれば、いまほとんど子どもが使っていない公園がございます。そういうところの利活用も踏まえた中で、関係部署と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

いま目的外、あなた方で言う目的外ですよ、地元の方たちのサークルとかに貸館をすることについてはそう考えた、じゃあ本来目的の隣保館事業については、ここではもうしなくていいんですか。

人権同和推進課長

隣保事業につきましては、先ほどご説明いたしましたデイサービス、生け花等々はっておりますが、これにつきましては既存の立岩会館それに穂波人権啓発センターで行うようにしたいと思います。ただしデイサービスは高齢者でございますので、利便性確保のためにバスによる送迎という形で、利便性の確保は十分に図りたいというふうに思っております。

川上委員

いままで伊岐須会館でやっていた生け花、料理、陶芸、デイサービスをしに、わざわざ立岩会館まであなた方が配車するバス、自分で払うバスに乗って、後で聞きますけど、立岩まで行かないといけないということなんですかね。あなた方は便宜を図るというふうに言ったんだけど、バスを配置すると言ったんだけど、これが便宜を図ることなんですか、あなた方の言う。課長お尋ねします。

人権同和推進課長

特に私が申しましたデイサービス事業のバスの送迎でございますが、既存の今しております立岩会館等のデイサービスでも、高齢者はどうしても長い距離歩かれませんので、距離のある方は今でもバスで送迎いたしております。これと同じように伊岐須会館に来られた方も同じようにバスで送迎すると形での利便性の確保をしたいというふうに思います。

川上委員

デイサービスは少し後で聞きましょう。生け花、料理、陶芸の方たちはどうするんですか。

人権同和推進課長

デイサービス以外の事業につきましては、これまで伊岐須に来られていた分を立岩会館のほうで開催いたしまして、そちらに来ていただくようにしたいというふうに考えております。

川上委員

あなた方は隣保館事業について余り勉強してないでしょう。だからそんなことを平気で言うんですよ。デイサービスのほうに移りますけどね、ここにはデイサービスに数人が通っておりますか。

人権同和推進課長

いま数字を持っておりませんが、記憶の中ですが、27、8名だろというふうに理解しております。

川上委員

どこから通って来てありますか。

人権同和推進課長

伊岐須の周辺自治会の中から来られております。

川上委員

その方々は全員あなた方がバスに乗っていただいて伊岐須会館まで来てもらってるんですか。

人権同和推進課長

伊岐須につきましてはいま申し上げましたように、近隣の自治会の中から来られておりますので、バスの送迎せず歩いて来ていただいています。

川上委員

さっき伊岐須までもバスで来てると言いませんでしたか。いままでは歩いて、言うなら下駄履きで来れる距離ですよ。これがあなた方が手配するバスにわざわざ乗せられて、往復何十分もかかるところに行かないといけないようになるわけですね。そういうことですか。

人権同和推進課長

先ほど送迎と言いましたのは立岩と申し上げたつもりでございます。またいまの伊岐須につきましては、これまで歩いてこれたところをバスでという形になりますが、バスで送迎いたしますので極端な不自由をかけるというふうには考えておりません。できるだけ配慮した中でバスの送迎をして、デイサービスに通っていただくように努めていきたいというふうに考えております。

川上委員

あなた方は1980年以来多年にわたって伊岐須で培われてきた隣保館事業をなぜここでやめて、厳しく言えば破壊ですよ、しようとするのか。それで、現在維持管理にかかわって国あるいは県から補助金が来ていますか。

人権同和推進課長

隣保事業としては総額、伊岐須会館で1305万円、これは21年度の実績でございます。1305万596円総事業費かかっていますが、そのうち隣保館運営費といたしまして補助が790万5750円という、これはあくまでも総額できますので配分いたしますと比率的には790万円ほどの補助金が伊岐須分として来るようになっております。

川上委員

伊岐須会館全体については1305万円、21年度実績であるということなんですね。そうすると本市が発足して5年目ですけどもこの5年間で今年度は確定してないかもしれないけども、合わせるとどれぐらいになりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:40

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

大変申しわけありませんでした、細かな数字の積み上げだけでございませのでそこを含みおきください、おおよそ5年間で伊岐須会館、総事業費大体6000万円ほどかかっております。それに対する補助金が4000万円ほど来るということになっております。以上です。

川上委員

21年度で1305万、伊岐須会館としてはきてるんでしょ、掛ける5にしたらどうですか。あなたがた4000万円と言われたけど、まあ、あとできちんと調べればいいことですけどそういう大きなお金が県を通じて来てるんでしょ。これが今日審査している条例で伊岐須会館を廃止すると引き続きもらえますか。

人権同和推進課長

今、質問の中でありました県からくる補助金は21年度ベースで言いました1300万円は総事業費の数字でございます。補助金として精算する分は21年度ベースでいいますと790万円ということになっております。今後、1館廃止することによりまして穂波人権啓発センター等に移ります関係は上限がございますのでそのまま事業を持ってきたからその分ふえるということじゃなく、恐らくこの1館分の事業費は出てきても補助金はその分削減になるというふうに思います。

川上委員

800万円のうちどれくらい削減になると思いますか。

人権同和推進課長

今現在、上限いっぱい補助金をいただいておりますので、伊岐須分、事業は継続して立岩会館、穂波に移しましても、補助金の部分は丸々なくなるというふうに思います。

川上委員

そしたら年間で800万円が0になり、推計だけど5年で4000万円もらえる金がもらえなくなるということになりますね。お金の計算ですれば、そういうことですか。

人権同和推進課長

今の補助の制度の部分で勘案いたしましたら、そういう結果になろうことというふうに思います。

川上委員

あの、財政課長にお尋ねします。この補助金が4000万円ね、今後5カ年で言えばですよ。それが入らなくなる年間でも800万円が入らなくなるということについてはどういう感想をお持ちですか。

財政課長

館ごとの補助金ということでございますので、事業が移ればその分一般財源が、移った分の一般財源が必要になるというふうに思います。

川上委員

市財政をそれだけ圧迫するということになりますか。

財政課長

余分に必要になる一般財源は他の事業の中で工夫して削減をするように調整をしたいというふうに思います。

川上委員

ほかにしわ寄せをすると。それで福岡県からもう補助金は出したいくないと、それで、あなたのところは合併もしたんだし、スケールメリットが何か知らないけど、統合してね、補助金を

貰わないでいいようにしてくれないかということで、話し合いをしましたね。どういう話し合いですか。

人権同和推進課長

県との中で、そういう話を具体的に出した分はありません。ただ統廃合、今回提案したようなですね、統廃合で減るという話はいたしました。その中で、福智町が隣保館9館あると検討しているとか、そういう話はチラチラ情動的に聞きましたけど、今委員が言われたようなお話はしておりせん。

川上委員

福岡県と相談なしにね、同和会館を廃止するということがあり得ないでしょう。どういう相談をしたんですか、福岡県とは。

人権同和推進課長

先ほど財政の方からもちょっと話がありましたけど、あくまでも伊岐須会館の総事業費は1300万でございます。そのうち、補助金として800万ほどきますので、差額500万は一般財源持ち出しております。そういう部分を十分加味したなかで、4館であったものを3館で運営することによって、サービスの低下につながらない中で1館減らした中で、そういう中で投資するお金の効率化を図りたいという中で検討をいたしまして、県との間で1館統廃合を検討しているという話はいたしました。

川上委員

それでね、ずっと自分の答弁振り返ってみて下さいね。サービスが低下がしない中でとか言われたけども、もう明らかにサービス低下してるじゃないですか。27人前後の高齢者が下駄履きで来たところがね、バスに乗って立岩まで行かないといけない。それだけでも大問題ですよ。あとこの27人の高齢の方の年齢とか把握してますか、一人ひとりについて。施設を廃止するというのはね、そういう重みがあると思います。あなた方いつも人権、人権と云うてるでしょ。あなた方が一番踏みにじっているんじゃないですか。それでね、第1次実施計画で、あなた方が統廃合したいと、どうかということで、本特別委員会に文書出したのは承知してますけども、伊岐須会館を廃止するとは言ってなかったんですね。伊岐須会館を廃止すると、立岩ではなくてね、或いは穂波や筑穂ではなくて、伊岐須会館だというのは何故ですか。

人権同和推進課長

最初の補足説明中でもお話しし、また質問の中でもお話ししたいと思います。伊岐須会館、立岩会館、それに穂波、筑穂の人権啓発センター4館ございますが、その中で、サークル活動等地域により幅広く、多目的な用途で使いたいという要望の多いところ、一番その中で選択いたしました中では、図抜けて伊岐須会館がやはり一番多目的に利用したいという希望の方が多いという中で、統廃合ということを念頭に置きながら検討した結果、一番今後の有効活用においても十分機能を果たせる施設ということで、伊岐須会館を選択いたしております。

川上委員

そういう声を何年も前から聞いておきながらね、あなた方は、その大事な部屋をね、その倉庫代わりに使い、それから、空き部屋のままに放置してきたんでしょ。住民の声をキチンと受け止めるならば、そんなことするはずないじゃないですか。別に、理由があるんでしょ。今のまんまでもね、先ほど言ったような駐車場のこと、エレベーターのこと、危険箇所の整備のこと、それから、乱雑な倉庫代わりに使っている部屋、空き部屋キチンとすればね、地域の方の多目的な使用が出来るんですよ、幾らでも。隣保館事業も出来るじゃないですか。今のままでも出来るんですよ。大体地域ではね、公共のお風呂をね、どうかならぬだろうかと、仮に民間がするにしてもね、市がどうか応援してもらえないかというようなことをタウンミーティングでも繰り返し出てるじゃないですか。そんなことだって、検討してないでしょう。何故か。それで、今アンケートのこと言われましたけど、利用者一人ひとりからね、廃止するん

ただどう思うかと、先ほどの27人前後のね、言われた高齢者からとかね、お話を聞いてますか。利用者から意見を聞いてますか。

人権同和推進課長

アンケートの話は先ほどの答弁の中でしていないと記憶しておりますが、具体的に個別なそういうかたちで今委員が言われるようなかたちで皆さんの声を直接または間接的にそういうアンケート等によるような手法で取ったことはありません。

川上委員

それから関係団体の意見は聞いたことがありますか。

人権同和推進課長

あくまでも、この施設に関しまして解体してなくするというのではなく、今の現状の利用状況を拡大したいというかたちで、発展的に拡大したいという考えのもとで提案しておりますので、具体的に関係団体と今後の利用方法とか、管理の仕方を話したことはありません。

川上委員

企画調整部長、そういう意見を聞かなくていいんですか。

企画調整部長

第1次実施計画の見直しの方向の中で、その旨記載をいたしております。利用者とか、関係団体等の意見を聞きながら、方向性を決定するというにしていたしております。今、課長が答弁いたしましたようにアンケート調査等は実施いたしておりませんし、関係団体ともですね、具体的な話はいたしておりませんが、今後ですね、3月31日廃止に向けてですね、今後の有効な利活用策につきましては、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

川上委員

それはね、まず議会を欺いてますよ、ここは委員会だから言うけど。それから、何よりもね、市民・住民の方を欺いていると思いませんか。市民の皆さんには各所にこの実施計画を置いてるじゃないですか。こう書いとるでしょ、あなた今言われたけど。存続施設、廃止のうえ貸与する施設などについて、あなた方の発想で言えばこれ伊岐須会館ですよ。廃止のうえ貸与する施設などについて平成22年度を目処に利用者や関係団体等の意見を聞きながら検討を行い、よく聞いて、検討行い決定するなんですよ。やってないじゃないですか。この会館はですね、飯塚市同和会館条例及び人権啓発センター条例に基づいて設置されてますね。法は、社会福祉法及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定によるということになってますね。条例の17条に審議会がありますでしょ。飯塚市同和会館等運営審議会、立岩会館及び伊岐須会館にかかわる事項に限るとあります。ですから、あなた方は、先ほどの27人の年寄りにも、その他の利用者にもね、廃止しようと思うんだけどというお話をしてない、地域の人にもしてない、館長にも言ってない、意見を聞いてない状況の中で、ここまで議会も住民も欺くようなことが出来るというのはね、今言った飯塚市同和会館等運営審議官で、審議したとしか思えない。このメンバー、どういうメンバーになっているのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

合併の時に、運営審議会それまではございましたが、合併後検討するという状況のまま現在に至っておりますので、まだ運営審議会立ち上げておりません。

川上委員

会館等の管理及び運営に関する事項を協議するためとなってるんですよ。今まで協議をなしにあなた方が思いのままにやってきたわけですね。

人権同和推進課長

今、思いのままという表現されましたが、決して行政の一方的な思いだけでしているわけではございません。やはり地域の実情、やはり高齢化という部分も十分配慮した中で、デイサービス等の取り入れとか、幅広く今サークル活動が活発に行われている状況の中では、出来るだ

けサークル活動に使っていただくなど利用勝手のいいかたちですね、努めてきたつもりであります。

川上委員

私はね、この条例によれば、例えば地元の自治会の代表の方、自治会長とか、あるいは民生委員さん、福祉委員さん、そういう地域に根差した方々が審議会に入ってね、会館本当にどうしたらいいのかというのを協議する場があってしかるべきだったと思うんですよ。あなた方5年間もね、責任放棄していてね、そして、乱雑な、もう無残な姿ですよ。個人情報の塊を投げ込んでね、段ボールからはみ出てる、そういう姿においておるんですよ。あなた方にね、伊岐須会館を住民のためにね、活かそうという気は見受けられない。そこで副市長、聞かれたと思うんですけど、市報においてね、自ら利用者、関係団体の声を聞いてやりますよと言ったのに、全然聞いてない、分かりましたね。とりわけ、高齢の方のデイサービスをね、下駄履きで来れていたのをバスで立岩会館まで行っていただく、そんなことを含めて、全然意見を聞いていない。それから、今のままでもね、その気になれば、幾らでも隣保館活動も発展させることが出来るし、それから、それによらない多面的なサークル活動も発展させることは出来る。そして、今の状態のままであればね、補助金が800万も来るんですよ、年間。5年間で4千万ですよ。何で、私が5年、5年と言っているか分かるでしょ。それなのに、伊岐須だと、伊岐須が今、いわゆる狭い意味での隣保館活動じゃない多面的なサークル活動が発展しているからね、廃止すると言うんですよ。今の隣保館の活動の一番理想的な姿じゃないですか。一般に活動を広げていくという。これ、理想的な形が今この伊岐須会館で出来ていて、さらに発展する可能性があるんですよ、手を入れれば。駐車場のことといい、お風呂のことも言いました。それをね、まともな検討もなく廃止しようとしている。これが齊藤市政の2期目の生活者の視点ですか。違うと私思いますよ。副市長、今日は市長が体調不良でおられないから、どう思われますか。

企画調整部長

先ほどと同じような回答になるかと思いますが、今までの利用実態等を考えた中で、内部で協議をさせていただきました。第1次実施計画の中では、利用者の方々、それから関係団体の皆さん方のご意見等を聞きながらということで、具体的な方向性を示しておりますが、第1次実施計画を策定した時点では、それぞれ関係団体にもお知らせをしたところでございます。今言われました高齢者の方、デイサービスの関係につきましても、今の利用者の方に、これは今までご説明していなかったことは深くお詫びいたしますが、今後におきましてはご理解をいただくようにお話をしていきたいと思っておりますし、今の隣保館事業は廃止いたしますけど、これまで同様に幅広い方々に利用していただけるような施設にしていきたいというふうに考えております。

川上委員

住民の頭にげんこつを与えると、痛かったらごめんという答弁ですよ。あなたの答弁求めている。田中副市長は財務長を務められて、そして西日本競走会に行かれて、非常に心配の面持ちで飯塚市政を見られておったかもしれません。どうなるんだろうと。今度は西日本競走会に前の副市長が行かれてるので、交代ですね。不思議な人事ですよ。それで、しかし私が批判している第2期齊藤市政であってもですよ、やっぱり全体の奉仕者として住民の福祉の向上のためにがんばりたいという気持ちは、おありと思うんですよ。今私が指摘したような事実が目の前にあって、住民の福祉に反し、行革にも反し、補助金はもらえなくなる方を選ぶという、財務部長を経験し、行革も担当し、そして副市長、現職ですが、という立場から見ても、この議案は撤回する必要があるんじゃないかと、時期尚早と思われませんか。

副市長

いろいろ言われましたが、実はこの件は、先ほどから担当課長が説明いたしますように、幅

広く多目的に市民の方に使っていただくという主旨、その点については私は別に異論はありません。ただ、今質問者の言われるところにおいて多少手続上ですね、手抜きが少しあったのかなというのは率直に思っております。行革のことに言え、確かにその補助金だけとらえれば4000万円ですけど、1300万と800万円ですから、もともと簡単に言えば500万円の単費が出ていた。ほかのところへ振りかえたときに、その間その間で私も細かい補助基準を承知しておりませんが、例えばどの程度他の隣保館にその事業を振りかえたときに、その間その間で限度額はあるんでしょうけど、補助金は減りますけど、これはあくまでも事業に関連した補助金ですから、そこで無くなる分というのが、補助金は単純に4000万円無くなったということではないということだけは理解していただきたいと思っております。それともう1点は、大変私が個人低に気になったのは、質問者が言われるように現状でも5年間書庫として放置しとったのではないかとという点と、バリアフリーの件ですね、エレベーター有る無し、それから高齢者の方がデイサービスで使われておるのに、遠くまでバスでわざわざやるのかと、これは大変申し訳ないし、不便をおかけするなど、そういう思いはあります。ただ隣保館事業が隣保館でしかできないのかどうか、例えば高齢者の声があって、今質問者が言われるように今の所でそのまま事業として継続、隣保館事業としてそういう施設を利用しても果たして受けれるかどうかという問題はちょっと研究してみないと、私も担当の方に聞かないと即答はできませんが、一番の基本はこれを廃止して市民の方がいろんな意味で、公民館活動の補助的な使い方もされておるということでございますので、そういうことでもっと隣保館を廃止することによって普通財産に落として利用状況どんどん上げるといふことに対してはですね、これはある一定のご理解が頂けるのではないかとはいふには思っております。

川上委員

今のままの形で、あなた方が少し気をつければ、心配りをすればね、副市長が言われたとおりの発展が可能なんですよ。隣保館の方も発展するし、それから多面的なサークル活動だとか、そういうのも発展することができるんですよ。余裕はいくらでもあるじゃないですか、先ほどの話から言えば、さっき隣の公園のことも言われたでしょう。お風呂を造ったらどうですか。地元でよく相談して。だから、廃止して貸与する場合でも、利用者や関係団体等の意見をよく聞くとおるじゃないですか。自治会にも話してない、意見聞いてない。だから時期尚早と、何でそんなに急ぐんですか。別にもうかる話じゃないじゃないですか。だから冷静になって、私も今日冷静でしょう、冷静になって考えてみてくださいよ。こんなにむちゃくちゃやる必要ないですよ。だから私は、撤回すべきだと、一旦。またよく考え直してね、くればいいじゃないですか。地元の方々の意見もよく聞いて、駐車場、お風呂、エレベーター、それから希望により日祭日でも使えるようにするとか、それから審議会も5年間も、大谷課長、任務放棄しないで同和会とか、部落解放同盟とか、このへんばかりで構成しようとするから、あなた方が補助金を渡しているところばかりで構成しようとするから、もう機能停止してるじゃないですか、同和会とか、そこで構成しようとするから審議会ができないんですよ。本当に住民と共にごんばっておられる団体の方々とか、先ほど言った委員の方とかで構成すればいいじゃないですか。撤回を求めたいと思っております。副市長、もう一度重ねて答弁ができませんか。

副市長

私も実はそんなに、私もきょうは冷静でございます。ぜひですね、これはこの期にですね、行革の第1次実施計画の中にもあがっておりますし、ぜひ現在提案しているかたちでお願いしたいというふうには考えております。

委員長

ほかに質疑がありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第83号飯塚市同和会館及び人権啓発センターの条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。反対の理由は伊岐須会館を廃止することになっているからです。第1は、まともに利用者、住民の意見を聞いていない。聞くと言ったのに聞いていない。第2は、今後どうするかを検討していない。第3に、地域の多面的なサークル活動の発展を期待すると、できるようにということなんだけども、それは現状のままであなた方が自分の振る舞いを改めればね、おおいに発展する可能性がある。それなのに、施設のせいになっている。第4に、4館ある中でなぜ伊岐須会館を選んだかについては、先ほど言った理由との関係で不明確になるでしょう。多面的なサークル活動できるようにと、現状がそうだからという理由だけで廃止する。今日については以上の4店ですけども、あげて反対します。詳しくは本会議で述べたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第84号 飯塚市集会所を及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

議案第84号飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書つづりの6ページをお願いします。この議案は飯塚集会所を平成23年3月31日をもって廃止するものでございます。飯塚集会所は鉄筋コンクリート4階建てうち1、2階が飯塚集会所、3、4階が労働会館となっております。建築面積は1階部分は186.84㎡、2階が190.52㎡、2階の共用部分が7.69㎡の建築延面積は385.05㎡となっております。総事業費は1727万6000円、県補助率が2分の1で昭和45年7月13日供用開始となっております。廃止の理由といたしましては、飯塚集会所は開設当初から地域の集会所としてではなく大半を運動団体の事務所或いはNPOに目的外使用により貸し出している実情から、今回廃止するものです。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

目的外使用を部落解放同盟とNPO人権ネット飯塚、これも解放同盟が母体ですけども、がしているの、それが目的外使用にならないように廃止をするという説明ですか。

人権同和推進課長

先ほどの議案と同様、現状利用状況を十分加味したなかで、廃止という提案でございます。

川上委員

そんなこと聞いてないでしょ。現状加味とはどういうことですか。だから、目的外使用をこの二つの団体が続けているわけでしょう。あなた方が認めてるじゃないですか、ずっと。だからその目的外使用を永遠に認めるために、集会所を廃止するのとかと、もう廃止すれば目的外使用にもならんけど、この二つの団体がずっと永遠にそこを使えるようにするために廃止するのとかと、このこと聞いてるんですよ。

人権同和推進課長

今後の利活用また管理につきましては、先ほどの条例と同様公有財産の有効利活用検討委員会でございますので、そこで十分の審議をいただいた結果を十分踏まえまして結論を出したいというふうに考えております。

川上委員

今後どうするか決めてないということなんですか。

人権同和推進課長

同じような答弁ばかり繰り返して申しわけありませんが、今後の利活用につきましては公有財産有効利活用等検討委員会のご審議の結果を踏まえて、決定してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

要するに今後どうするか決めてないということですね。ということは部落解放同盟飯塚市協議会とNPO人権ネット飯塚には貸与しないという選択肢がありますね。

人権同和推進課長

新たな利活用につきまして、既存でご使用いただいている団体等も、今後の利活用の際の利用に十分判断材料となりますが、いま現在でそこに入居を任せるとか、また任せないとかいうことを考えている状況ではございません。あくまでも有効利活用の検討委員会のご審議の結果を踏まえて、決定したいというふうに考えます。

川上委員

分かりにくいですね。いま決めてないと。有効利活用委員会が検討するということ、部落解放同盟飯塚市協議会とNPO人権ネット飯塚ずっと貸してるじゃないですか。貸してるというか、最初からおるわけやから。あなた方のほうが後から課長になったり部長になったりしてるわけですから。でもこれが条例違反だと、特別扱いしてるという事実はあるわけです。廃止する、後どうするか決めてない。決めてないということは、この2つの団体を、1年契約でしよう、3月31日まででしよう。だから4月1日からは出ていってもらうという選択肢があるということになるけども、決めてないってことは、そういうことかと聞いてるんですよ。分かりやすいでしょう、私のほうは。答弁のほうは分かりにくい。そういう選択肢があるでしょう。

人権同和推進課長

分かりにくい説明をして申しわけありませんでした。質問者が言われますように、質問者が申されます選択肢も1つの選択肢として、そこに入れないということ、使わせないということも1つの選択肢ではあるということとは否定いたしません。

川上委員

その否定いたしませんとはどういうことですか。否定しませんということじゃなくて、その選択肢があるということなんでしょう。はっきり言ってくださいよ。

企画調整部長

いま課長が答弁いたしておりますように、その選択肢は当然ございますが第1次実施計画それから実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方、これはこの集会所だけではございません、市営住宅、他の公共施設につきましても譲渡、移譲対応とする場合は現在利用されてある方にまずお話をさしていただいた中で、それを参考にして公有財産検討委員会のほうで最終的には決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

間違ってるんじゃないですか、考えが。市営住宅は1年契約で入居しないでしょう。1年契約で入居しますか。市営住宅入居をしただけでしよう。世帯が代わることもあるわけでしょう。ところがいま入居してる人たちは、NPOと部落解放同盟は1年契約じゃないですか。来年の3月31日で契約は切れるんでしよう。それとも密約があるんですか。1年契約を5年続けるとか、建物が倒れるまで続けるとか、密約がありますか。

企画調整部長

そういう約束はいたしておりませんが、1年更新で、1年ごとに契約はいたしております。確かに行政財産の目的外使用という中で許可はいたしておりますが、先ほど言いましたようにいま現在借りられてある団体等につきましては、まず最初にお話をさしていただき、公有財産検討委員会の中で最終決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

おかしいでしょう。部落解放同盟は、3月31日にいまの段階では出るってことになってるんですよ。4月1日であそこにおいていいとなってるんですか。なってないでしょう。むしろさっきの話じゃないけど、27人の高齢の方々は3月31日で終わりとか聞いてないんですよ。だから部長がいま言われた言い分はおかしい。だから当然に部落解放同盟とそれを母体とするNPOは、出て行くことが大きな選択肢ですよ。3月31日で契約が切れるんだから。そこでその部落解放同盟とは、あるいはNPOとは今度の廃止については、どういう意見を聞きましたか。

人権同和推進課長

現段階で廃止します。廃止後はどうされますかというような具体的な話はいたしておりません。

川上委員

それは議員に部落解放同盟の責任者があるんだから、あなたの方針は知ってますよ、当然。こっち向いて答弁してくださいよ。それで私が聞いたのがこの関係団体とは、この議案上程前に話し合いをしてないのかと、意見を聞いてないのかということを知ったんですよ。どうですか。

人権同和推進課長

廃止後の管理につきまして、また使用につきまして、具体的に団体に対して今後どうされますかというような具体的な話はいたしておりません。

川上委員

おかしいと思いませんか。部落解放同盟飯塚市協議会というのは2つの側面を持ってるんですよ。この飯塚集会所に関しては、3月31日までの許された利用者であるという側面でしょう。それともう1つね、あなた方は年間4000万円近い補助金をやってね、もう人件費が中心ですよ、お金を渡して何をしてるんですか。行政の補完行為というふうに言ってるじゃないですか。だから単なる利用者じゃなくって、こういうときにこそ部落解放同盟にどうですかと意見を聞くのが、あなた方の立場からいうと当たり前じゃないんですか。8月3日、4日に部落解放同盟と交渉してるじゃないですか。その事前にもずっと打ち合わせしてるでしょう。そういうときに飯塚集会所の問題は責任者だって初めてきょう見たわけじゃあるまいし、何年も前から見てる。自分が借りてるところが廃止になる問題ですよ。一言も言わないはずがない。どういう話をしましたか。

人権同和推進課長

8月3日、4日の対市協議の話が出ましたが、その中で事務所の位置をどうするか検討してほしいという話は出たように記憶しておりますが、具体的に今回提案しております飯塚集会所云々で議論したことはございません。

川上委員

事務所の位置を検討してほしいと、解放同盟があなた方に言ったんですね。来年3月31日に切れるからですか。そうじゃないでしょう。廃止条例が出るからでしょう。だから今度の条例は、あなた方は話してないと言ったけども、解放同盟とは話してるんですよ。どこで話したか分かりませんよ。話してないはずはないでしょう。何千万というお金を渡して補完行為をもらってるんですよ、あなた方の言う。なおかつそこに入居してるんですよ。あなたは議会

に嘘ついてるんじゃないですか。嘘ついてないですか。答弁求めます。

人権同和推進課長

嘘云々という言葉が出ましたが、具体的に今回の廃止条例に基づいて、廃止後どうされますか、どこに入られますか、事務所をどうされますかと、いま既存の飯塚集会所について利活用その中に入られますか、入られませんかというような具体的な話はしておりません。これは私が答弁してるとおりでございます。

川上委員

そしたら部落解放同盟は同和行政にかかることについて、行政の補完行為をしておらんことになりますよ。そういうことになるでしょう。こんな重大な案件が上ることについて、意見言っていないんだから。あなた方も意見を求めてないと、そういうことになりますよ。部長どうですか。

企画調整部長

この集会所に関しましては、第1次実施計画を立てた段階では、当然関係団体のほうにもお話をさしていただいております。今回の条例廃止議案につきましても、こういう条例廃止を出すということは話はしてるとは思いますけど、今後どのようにするかというのはこの廃止議案が可決された後に、当然いま実際利用されてある関係団体等と先にお話を聞きながら公有財産検討委員会の中で決定をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

いまの答弁であなた方はこの議案提出にあたって、部落解放同盟の了解を事前に得たということが分かりましたね。それでじゃあ関係団体というのは書いてます。事前に話を聞く相手としては、その中に部落解放同盟は入るでしょう。同和会には聞きましたか。

企画調整部長

実際にいま使われてある目的外使用ということで許可をしております団体にはお話をさしていただいておりますが、全日本同和会にはお話はしておりません。

川上委員

部落開放同盟には3700万円、同和会にも何百万円という補助金を渡して、同和行政の補完行為をしてもらってるわけでしょう。あなた方の答弁ですよ、いままでの。じゃあなぜ同和会にその意見を求めなかったんですか。なぜですか。

企画調整部長

第1次実施計画の中で見直しの方向を記載いたしております。その中で地域住民や関係団体等と協議を行い、集会所につきましても自治公民館、類似公民館と同じような使われ方をしているところにつきましては、当然地域の住民の方またそれに関係する団体ということで、飯塚集会所につきましてもいま利用を許可しております2団体に、廃止議案については9月議会には提案するということではお話をさしていただいております。

川上委員

部落解放同盟のことはさっき聞いたんで、同和会からはどういう意見が出ましたか。

人権同和推進課長

いま質問者言われました同和会につきましては、議案提出の話もまったくしておりませんので、そういう話をした機会もありませんし、何にも話は出ておりません。

川上委員

不統一ですね。企画調整部長と人権同和推進課長の答弁が正反対ですので、委員長、ちょっと明確にさせていただきませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:30

再開 11:40

委員会を再開いたします。

企画調整部長

私の答弁と課長の答弁に食い違いというご指摘でございますが、先ほど私が言いましたのは、行政財産の利用許可をしている部落解放同盟飯塚市協議会、それと2階の部分のNPO法人の人権ネット飯塚でございます。全日本同和会にはですね、このお話はいたしておりません。

川上委員

同じように同和行政の補完を求めて補助金をね、渡している全日本同和会になぜ意見を聞かないんですか。

人権同和推進課長

先ほど部長のほうからも答弁があったと思いますが、あくまでもこの飯塚集会所の利活用という形で考えておりますので、あくまでも利用者という、団体というよりも利用者という形でお話しておりますので、あくまでも利用者としては人権ネット飯塚と部落解放同盟という形でこの2団体ということでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

川上委員

先ほどね、部落解放同盟と話をしたということは明らかになったじゃないですか。同和会と話をしないと。これはあなた方のいう、その差別やないんですか。違いますか。

人権同和推進課長

すいません、いま質問されましたけど、決してそうではないと私は考えております。あくまでも利用していただいている現在の利用者と話をしたということで、同和问题全体の議論をすることでもありませんし、あくまでも利用者とするれば全日本同和会は対象とはなりませんので、あくまでも部落解放同盟と人権ネット飯塚ということで、そのように答えさせていただいております。

川上委員

もうそれを言うんだったらね、3月31日までの貸与契約になってるというふうに私が言うだけで十分でしょ。あなた方がずっと言ってることはね、要するに補助金が3700万円、3800万円部落解放同盟に行き、数百万円が同和会に行っているその口実は何の意味もありませんでしたといったに等しいんですよ。それで後どうするんですか、廃止して。

人権同和推進課長

これも先ほどご答弁いたしましたので、繰り返しになって申しわけありません。あくまでも今後の利活用につきましては利活用の検討委員会という形で、その中でご審議いただきました結果を十分配慮した中で決定するというようになっておりますので、部長もそのようにご説明したと思いますが、そこも繰り返しになって申しわけありませんが、そういう考えであります。

川上委員

ということは、何々に必要だから廃止するというのではなくて、まず廃止ありきなんですね。それでは、57ある集会所、生活館のうち、なぜ飯塚集会所だけを廃止しようとするんですか。

人権同和推進課長

これも先ほど部長の答弁の中に出てきたかと思っておりますので、繰り返しとなったら申しわけありません。他の集会所につきましては、その地域、自治会活動、またはその地域に根づいた形でのですね、使われ方というか、そういう集会所でございます。この飯塚集会所につきましては最初の補足説明でも申し上げましたように、つくられました当初から、運動団体が事務所として使っております。それで現在に至っております状況から、使われ方が他の集会所とこの飯塚集会所は違っているということでございます。

川上委員

要するにその集会所としてはね、目的外使用が大半だということなんでしょう。でもそれは

あなた方が解放同盟にいわれて、はいどうぞと貸してるにすぎじゃないですか。こっち見てよほら、ここ見て、質問しているんだから、違うところ見てもだめですよ。だから、あなた方自身が目的外使用しているので本来の飯塚集会所条例が規定する目的の方向に向かってね、役割を果たせて行ってないということですよ。そしたら部落解放同盟が入れるような方向で廃止するということですか。違うでしょう。3月31日が出るようになってるんだから、なってるでしょう、3月31日が出るようになってるんですよ。そこまでしかないんだから貸与契約は、だから、集会所条例を読んだことあるでしょ、これだけの市街地でね、市役所から歩いて5、6分ですよ、ここだけの市街地で無料で使える、エアコンはきちんと完備したところなんですよ。一部除いて。少し手をいれれば地域がさまざま活動する上でものすごく役立つところじゃないですか。それをあなた方は何十年と解放同盟を入れることによって阻害して、そして条例通りにやれと言われたら、中会議室だけ市民に開放して、この暑いのにクーラーも入れずに広告出したでしょ去年、使ってくださいと、中会議室。あれ使ったらみんな熱中症ですよ、集会所条例の本来の姿が熱中症になりかねないあの中会議室なんですよ。それで目的外使用はエアコン付きの快適なところなんですよ。今のままなら解放同盟は来年3月31日に出ていかなきゃいけない。NPOも出ていかないといけないという状況じゃないんですか。こういう状況があるから57の集会所生活館のうち、いの一に部落解放同盟出ていなくていいようにするためにね方法はないかということで部落解放同盟と話し合っ、もう条例を廃止しようと集会所を廃止しようと、飯塚集会所を、そういうことになったのではないんですか。

人権同和推進課長

議員が質問されている部分につきましては推測で言われている部分だろうと思いますが、実態としたしましては、今の利用状況、先ほど申しましたが他の集会所等と使い方が当初から異なっているという状況の中で、今の利用状況を十分踏まえた中では廃止もやむなしという形で今回提案するものでございます。

川上委員

この労働会館、飯塚集会所になってる建物は当時の同和对策事業を利用して多額の補助金を手に入れて建てましたね。その当初から部落解放同盟が入居してるんだけど、この2年ほどの当委員会での質疑のやりとりで明らかになったことですよ。当初の数年間普通財産ということでやってきたわけですよ、それで行政財産に変わる、条例もきちんとするというふうになったのはなぜですか。

人権同和推進課長

私が在籍する前の話ですので、間違いはないと思いますが、45年につくられまして当初から運動体が入ってるという中で当初は普通財産で入居という形で無償貸与しておりました。57年の段階で条例整備して目的外使用という形になったんですが、理由が、県の方から補助金を投入しているということは条例を整備して、きちっとした行政財産として取り扱うべきだという指導があったというふう聞いております。

川上委員

わざわざね。普通財産から行政財産にかえて条例整備したわけでしょう、時間がたつたらもとに戻してもいいんですか。

人権同和推進課長

今言われるような趣旨で時間がたつたからという形で、安易な形で今回の提案をしているわけではございません。あくまでも利用実態を十分見た中で判断いたしておりますし、また行財政改革の中で具体的な計画の中で廃止移譲等が検討をすべきという形の計画になっておりますので、そういう部分を十分判断いたした結果今回の条例改定という形をお願いいたしております。

川上委員

39年間も全面的に解放同盟以外の市民が使えない状況をつくっておいて、そしてあなた方が、解放同盟と合作ですよ、その状況というのは。そしてほらこっち見て、こっち見てね。そういう状態を合作で作っておいて集会所条例どおりにやれと、補助金をもらってつくってるだから、県もいう、市議会では共産党も言う、市民の声にもなり始めたと、こういう中で解放同盟があそこにおり続けるためにはどうしたらいいかということでしょう。違いますか。田中副市長。大谷課長からは川上さんの推測でしょうと言われましたけど、推測も含めて当てずっぽうの推測ではなくて先ほどから縷々言ってるようなかなり根拠性のある推測をお尋ねしています。違いますか。

企画調整部長

議案を提案いたしております集会所、それから生活館につきましては第1次実施計画の見直しの方向性で記載をいたしております。それに基づいて協議を行っております。今回、飯塚集会所の廃止議案を御提案さしていただいておりますが今後につきましては他の集会所、生活館につきましても関係団体、地域住民、自治公民館的役割を果たしているところもございますので、移譲も含めた中で検討をしていきたいと。今回は飯塚集会所ということは利用実態等を考えた中で提案をさせていただいているところでございます。

川上委員

あなた方が目的外使用を固めてきて集会所機能を果たせなくなってきたという、そういう罪の意識が全くないですね。そこを総括しないのか、条例事項ですから、少なくとも82年以降は、去年1年間だけでしょう中会議室を熱中症がでるかもしれない状態できたのは。それをどう是正するのかってことでしょ本当は、だからあそこの集会所は市役所の手狭な状況だとかそれから飯塚総合会館の状況とかね考えてみてくださいよ。あそこをきちんと集会所と位置づけて地域の方皆で使えるようになったらどんだけ住民自治だとか発達発展すると思いますよ。これがあなた方のいう人権推進でしょうもん。この人権の逆行をするようなことをね、先頭切っているのが飯塚市の人権同和推進課ですよ。だからもうなくしたらどうかと言ってるわけです。いずれにしても私はこういう同和行政というのはあり得ないと、都合のいい時は税金でつくった建物にね運動団体が入り込み、そして条例をつくる、そして目的外使用で居座る、そしていよいよ居座れなくなってくると条例廃止と、集会所廃止と、普通財産にして居座ろうとする。穂波の町協議は、部落解放同盟穂波町協議会は出て行ったじゃないですか。あんまり潔くはなかったけど。あなた方きちんと指導して出させたじゃないですか。部落解放同盟筑穂町協議会は合併を前に何があったか知らないけど出ていったでしょ人権センターから。なぜ飯塚だけ居座るんですか。あなた方が助けるからですよ。3700万円の補助金もらって。家賃が払えないですか。人件費ばかりに使うから家賃が払えないんでしょうもん。きちんと示してくださいよ。大体補助金もやめたほうがいい。その団体のためにもいいんですよ。自分たちの組織でお金つくったらいいじゃないですか。きちんとした運動ができると思いますよ。役所からね、お金をもらう、事務所のも座る、こういうことで行政の補完行為とかしてもらえないわけじゃないでしょ、だからきちんと飯塚集会所は集会所生活館条例に沿って発展させる立場で行く必要があると、そのためにはエアコンの整備それから駐車場をきちんとする、電話もつける、こういうことをしてね発展させていく必要があると思います。そう思いませんか。

企画調整部長

確かに飯塚集会所につきましてはですね、昨年から一部2階の1室でございますが、一般の方に利用していただけるようにいたしておりますが今年度はですね、まだ利用が1件もあっておりません。昨年は3件たしかあったと思いますが、集会所としての役割はですね果たしてないというのが実情でございますので、今回提案させていただいております。今後の廃止後の利活用につきましては関係団体等とですね、お話をさせていただきながら、また意見を聞きながら公有財産有効利活用検討委員会の中で慎重に協議を進めてまいりたいというふう考えており

ますので御理解をお願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します、討論はありませんか。

川上委員

私は、議案第84号飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例案に反対して討論を行います。この条例改正案は飯塚集会所を廃止するということでもあります。質疑の過程で部落解放同盟飯塚市協議会と飯塚市の合作のもとに本来飯塚集会所が条例通りに発展する道を阻んできたということが浮き彫りになったと思います。その状態を固定化しようとする意図が見られるので反対であります。飯塚集会所は駐車場の整備、それからエアコンの整備等をきちんとやり、そして地域住民の皆さんが低廉で、無料で公共の福祉のために、住民福祉の増進のために使えるようにするべきだというふうに思います。詳しくは本会議で、討論を行います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。